



使用料・手数料の見直し案

意見募集期間 令和7年11月21日（金）～12月29日（月）

【冊子の内容】

資料1 使用料・手数料の見直し案（概要）

資料2 使用料一覧

資料3 手数料一覧

ASAHIKAWA CITY

資料1 使用料・手数料の見直し案（概要）



1 はじめに

本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）では、使用料・手数料について、受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するという観点から、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としています。

前回の見直しは令和2年4月に行っているため、令和6年度が取組指針に基づく次の見直し時期でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金設定のための適切なコスト算定ができなかったことから実施を見送り、今回、令和8年10月からの新料金適用に向けて、次のとおり使用料・手数料の見直し案を作成しました。住民センターや公民館、スポーツ施設などの使用料や、ごみ処理（指定ごみ袋の料金等）や建築許可申請などの手数料といった取組指針の対象項目全般について見直しを行います。

2 見直しの対象

取組指針の対象である使用料・手数料のほか、一部、対象外の使用料についてもこれに準じて料金算定を行い、あわせて見直します。

◆取組指針の対象… 公の施設の使用料及び手数料

○使用料	専用使用料	99施設	1,143項目
	個人使用料	40施設	264項目
	機械使用料	2施設	74項目

○手数料 1,073項目

◆取組指針の対象外… 法令等により独自の料金設定が困難なもの、収支計画に基づき算定されるもの など

○使用料	専用使用料	2施設	11項目
		(総合防災センター・北消防署)	
	個人使用料	1施設	6項目
		(旭山動物園)	

3 今後の取組

◆パブリックコメント（11月21日～12月29日）

※あわせて説明会等を実施

- ・全体説明会（2回）、個別説明会（各施設）
- ・附属機関等への説明

～2月中旬 修正案の取りまとめ

～3月下旬 附属機関での調査審議など

～4月下旬 最終案の取りまとめ

6月 議会への関連議案の提案

令和8年10月 新料金適用

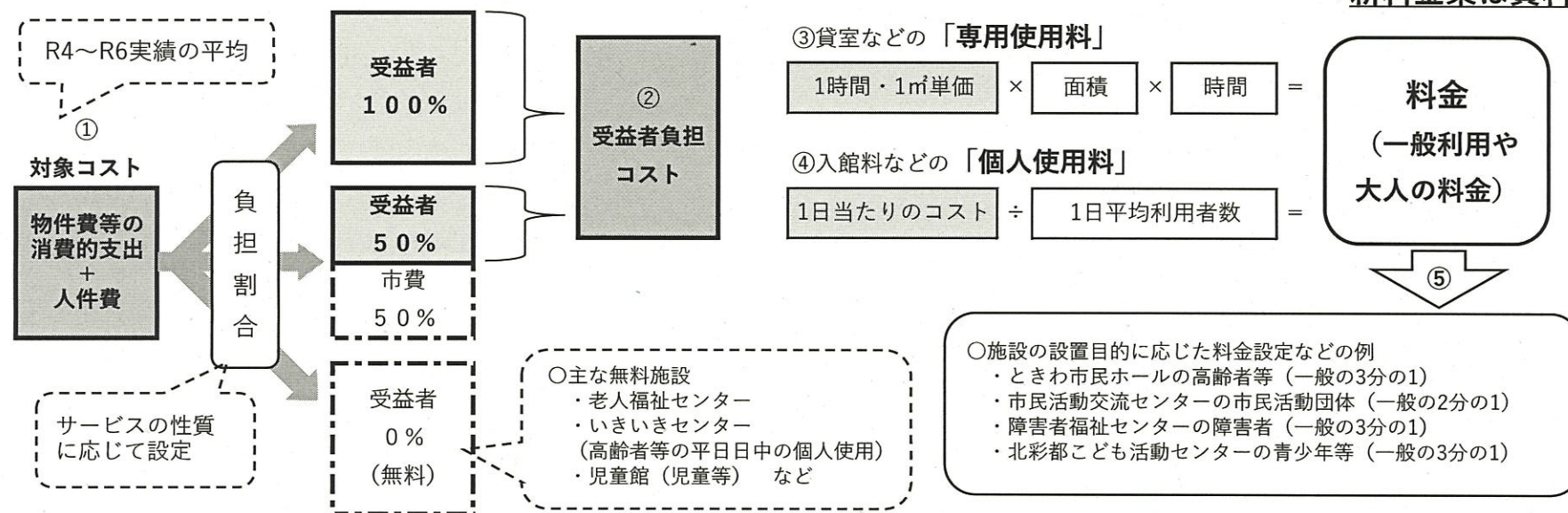
※時期の例外 旭山動物園入園料 令和9年4月の新シーズン
指定ごみ袋、粗大ごみ処理手数料
令和9年4月1日 など

4 料金の算定方法

◆使用料の算定

- ① 過去3年（R4～R6）の実績を基に、施設の運営にかかった対象コストを算出します。
 - ② ①のコストのうち、サービスに応じて設定した受益者負担割合が受益者負担コストとなります。
 - ③ 貸室などの専用使用料は、②から「1時間・1㎡単価」を算出し、面積と時間を掛けて算定します。
 - ④ 入館料などの個人使用料は、②から「1日当たりのコスト」を算出し、1日平均利用者数で割って算定します。
 - ⑤ ③や④は一般利用の料金や大人料金です。施設によっては、設置目的や利用者に応じた料金を設定します。
- なお、「機械使用料」は、手数料と同様に1件当たりの処理にかかった事務経費と人件費の合計から算定します。

⇒新料金案は資料2



◆手数料の算定

- ・過去3年（R4～R6）の実績を基に、1件当たりの処理にかかった事務経費と人件費の合計から算定します。（し尿処理手数料など6項目では、資本的経費を加えています。）
- ・受益者のコスト負担割合は、全て100%です。

⇒新料金案は資料3

使用料・手数料共に、算定が1.5倍を超えても、改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とします。

5 見直しの内容

◆使用料

	施設数	項目数	改定案の内訳				
			増額		減額	変更なし	廃止
			うち新設				
専用 使用料	101	1,154	1,025	(3)	63	51	15
個人 使用料	41	270	257	(17)	0	11	2
機械 使用料	2	74	65	(1)	0	1	8
合計	111	1,498	1,347	(21)	63	63	25

※ 2 種類の使用料がある施設があるため、施設数の合計は一致しません。

◆手数料

項目数	改定案の内訳				
	増額		減額	変更 なし	廃止
	うち新設				
1,073	893	(0)	0	175	5

6 減免制度の在り方を今後検討するもの

生活保護世帯に対する一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ）、し尿処理手数料など）の減免は、これらの経費が生活保護世帯に支給される生活扶助に含まれていると考えられることや、負担の公平性、他市の減免の状況などを勘案しながら、制度の在り方について今後検討を進めます。

7 改定時期等を今後検討するもの

本市が設置しているパークゴルフ場は、現在市内に 19 施設あります。年間利用者数は、平成 27 年度は 24 万 2 千人でしたが、令和 6 年度は 10 万 3 千人で、この 10 年間で 5 割以下となり、本市の公共施設の中でも利用者数の減少が特に大きな施設となっています。

パークゴルフは誰もが気軽に楽しめ、高齢者等の健康増進やコミュニティ形成にも寄与するスポーツですが、利用者数が大きく減少していることや、施設の維持管理経費が年々増加していることから、今後の持続可能な運営に向けて、施設の集約化など、パークゴルフ場全体の在り方について、早期に検討する必要があります。

こうした状況を踏まえ、パークゴルフ場については、今回料金改定を行わず、将来の施設の在り方と併せて、改定時期等についても今後検討を進めます。

